様式第１号（第５条関係）

河内長野市個人向け再生可能エネルギー導入促進補助金交付申請書

　　年　　月　　日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　　－

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市個人向け再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助申請額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

工事完了予定日　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 設備設置場所 | （申請者住所と同じ場合は記載不要） |

手続代行者（申請者本人が手続きをする場合には記載不要）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人住所 |  |
| 担当者氏名 | フリガナ |
|  |
| 電話番号 | （　　　　　　）　　　　　　　－　　　　　　　 |

＜添付書類確認欄＞※交付申請書提出前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 添付書類 | チェック |
| - | 河内長野個人向け再生可能エネルギー導入促進補助金交付申請書（様式第１号）（本申請書） | □ |
| ① | 補助対象経費等確認・計算書 | □ |
| ② | 誓約書 | □ |
| ③ | 太陽光発電設備（モジュール・パワーコンディショナー）の設備費及び設置工事費が確認できる２者以上の見積書の写し | □（※1）（※6） |
| ④ | 太陽光発電設備（モジュール・パワーコンディショナー）のメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※1） |
| ⑤ | 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できる書類の写し | □（※1） |
| ⑥ | 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置予定箇所の現地写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの）（裏面あり） | □（※1） |
| ⑦ | 蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※2）（※6） |
| ⑧ | 蓄電池のメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※2） |
| ⑨ | 蓄電池の定格容量(kWh)及び定格容量(Ah・セル)が確認できる書類 | □（※2） |
| ⑩ | 蓄電池の設置予定箇所の現地写真又は交換前の蓄電池の写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※2） |
| ⑪ | 高効率給湯器の設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※3）（※6） |
| ⑫ | 高効率給湯器のメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※3） |
| ⑬ | 交換前の給湯器の写真（全景。撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※3） |
| ⑭ | 交換前の給湯器の機器の種別またはメーカー名及び型番が確認できる書類の写しもしくは機器に貼られた銘板ラベルの写真など | □（※3） |
| ⑮ | 高効率給湯器の設置予定箇所の現地写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※3） |
| ⑯ | コージェネレーションシステムの設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※4）（※6） |
| ⑰ | コージェネレーションシステムのメーカー名及び型番が確認できる書類の写し | □（※4） |
| ⑱ | コージェネレーションシステムの設置予定箇所の現地写真又は交換前のコージェネレーションシステムの写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※4） |
| ⑲ | 申請者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。） | □ |
| ⑳ | 理由書 | □（※7） |
| ㉑ | 工事（予定・実績）内容証明書 | □（※5） |
| ㉒ | その他市長が必要と認める書類 | □ |

市長が特に必要と認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

※１　太陽光発電設備の補助を利用する場合のみ必要

※２　蓄電池の補助を利用する場合のみ必要

※３　高効率給湯器の補助を利用する場合のみ必要

※４　コージェネレーションシステムの補助を利用する場合のみ必要

※５　添付書類のうち④、⑤、⑧、⑨、⑫、⑭、⑰を提出できない場合又は当該書類で確認できる事項が不十分である場合に、当該書類に代えて提出することができる。

※６　2者以上の見積書はいずれも同一の内容または同種・同等の内容であること。また、交付申請にあたってそれぞれの見積書に基づいて算出した補助金の申請額が異なる場合は、低い方の額となる見積書を採用すること。

※７ 2者以上の見積書の内容（機器の型番等）が同一でない場合は提出すること。

＜記入・提出するときの注意点＞

1. 鉛筆、消えるボールペンで記入した場合は文字が消えて確認出来なくなる場合がありますので、消えないペンで記入してください。
2. 今後の手続き等のため本申請書のコピーをとり、補助金の交付まで保管してください。
3. 交付申請者は補助金の振込先となる口座の口座名義人と同一である必要があります。